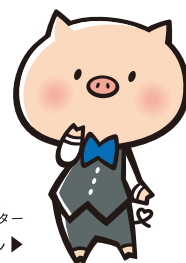


AICHI SHOGIN DISCLOSURE 2023

ディスクロージャー



◆ごあいさつ

皆様方には、日頃より当組合に格別のご愛顧お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も、当組合の現況(令和4年度第69期)をより深くご理解頂くため、ディスクロージャー誌2023年版を作成致しましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行してから既に三年以上が経過し、感染者数は減少傾向にあるものの、未だ完全なる終息には至っておりません。しかしながら、感染法上の分類が「5類」へ移行し、マスク着用が「個人の判断」になるなど、コロナ禍以前の日常生活を徐々に取り戻しつつあります。

このように社会生活及び経済の正常化へ向けた重要な時期だからこそ信用組合の基本理念である地域密着型金融に立ち返り、地域経済を地域の皆様方とともに支えていく存在でありたいと考えております。

当組合の役職員一同は、これからも地域における協同組合組織の一員として、地域の皆様方に真にお役に立てる金融サービスを提供して参りますので、今後も一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 大原 清三

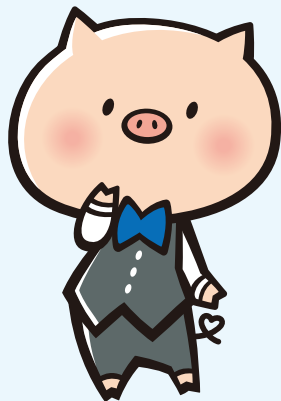
◆事業方針

経営理念

地域における協同組織金融機関として、中小零細業者及び勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に資することを目的とする相互扶助の信用組合である。

経営方針

1. 中小零細企業の発展と組合員の経済的地位に寄与し、引いては地域社会に貢献する。
2. 経営の健全性・透明性に徹し、組合員ならびに地域社会の信頼を獲得する。
3. 収益力の強化と自己資本の充実に努め、経営基盤の拡充・確立を図る。
4. 法令等の遵守を基本とし、リスク管理経営に徹する。
5. 職員の待遇改善に努め、住みよく、明るいモラルのある働きやすい職場を目指す。



信用組合愛知商銀 マスコットキャラクター トントンくん

元々は貯金箱だったが、お金がいっぱいに貯まった時、ブタの妖精に生まれ変わったトントンくん。
ベストと蝶ネクタイは「お客様第一」の象徴。

プロフィール

- **性別**
男の子
- **年齢**
妖精になってから一歳
- **現れる時**
お客様のチカラになれる時
- **得意なこと**
幸せのタネをお客様と一緒に育てること
- **チャームポイント**
ハートのしっぽ

当組合のあゆみ

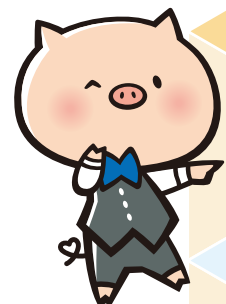
昭和 29年12月27日／名古屋市東区に金剛信用組合を設立
 昭和 30年11月／本店移転(名古屋市中村区椿町2丁目)
 昭和 33年 9月／信用組合愛知商銀に名称変更
 昭和 35年 7月／岡崎支店新設
 昭和 37年 8月／一宮支店新設
 昭和 39年 5月／本店移転(名古屋市中村区則武1丁目)
 昭和 60年 5月／オンラインシステム稼働
 平成 元年11月／11番目の店舗として春日井支店開設
 平成 5年11月／第2次オンライン開始(ユニシス2200/120)
 平成 6年11月／創立40周年記念柱銀淑ショー実施
 平成 13年 5月／第3次オンライン開始(IXR5600-11Uシステム)
 平成 14年 2月／信用組合三重商銀の事業譲受(四日市支店・津支店)
 平成 14年10月／熱田支店を柴田支店へ統合、上飯田支店を今池支店へ統合
 平成 16年 1月／瀬戸支店を春日井支店へ統合、豊田支店を岡崎支店へ統合
 平成 16年10月／SKCシステム加入申込
 平成 18年 5月／SKCシステム加盟
 平成 18年12月／四日市支店を本店営業部へ統合
 平成 19年 5月／SKC第5次システムの稼働
 平成 27年 5月／SKC第6次システムの稼働
 令和 元年 5月／本店移転(名古屋市中村区亀島1丁目)
 令和 4年 5月／岡崎支店リニューアルオープン
 令和 5年 5月／SKC第7次システムの稼働



本店外観

目次

ごあいさつ	2
事業方針	2
当組合のあゆみ	3
地域貢献	5
預金のご案内	10
融資のご案内	12
役員一覧／事業の組織／組合員の推移／会計監査人の氏名又は名称	14
経営環境・事業概況／財務諸表の適正性及び内部監査の有効性／法定監査の状況	15
総代会について	16
報酬体系について	17
地域密着型金融の取組み状況	18
経理・経営内容	20
法令遵守の体制／苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要	31
リスク管理体制	32
主要な事業の内容／当組合の子会社	38
手数料一覧	39
連結の状況	40
店舗一覧／地区一覧	52
索引	53



SDGs関連

SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す、世界共通の目標。貧困・飢餓の撲滅や、健康福祉の増進、質の高い教育の提供、環境問題など、さまざまな課題の解決を目指す17のゴールと169のターゲットから構成されています。

信用組合愛知商銀 SDGs宣言

信用組合愛知商銀は、地域における共同組織金融機関として、中小零細企業ならびに地域の皆様の経済的地位の向上に資することを目的とする「相互扶助・共存共栄」の理念のもとに活動しております。地域の活性化、経済の発展のために尽力することは、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)に合致するものであり、SDGsの取組みを通じて、これからも「誰一人として取り残さない」持続可能な地域社会の実現に努めるべく成長してまいります。

信用組合愛知商銀におけるSDGsに関する取組み

【地域経済発展のための取組み】

しょうぎんは、愛知県・三重県で事業を営む中小企業・個人事業主の皆様へ寄り添い、皆様の事業のご発展・ご成長から地域経済の活性化に繋げるべく、丁寧なサポートに努めています。

- 事業を営まれている方の販路開拓・拡大支援等の経営サポート
- 地域に根差した創業を支援
- 国、地方自治体等による助成金・補助金等の受給申請サポート
- 経営改善・事業再生支援
- よろず支援拠点・保証協会等との連携
- 事業性評価に基づく中小企業への融資推進
- しんくみ ATMP(Aichi Thanks Member Partnership) 加盟信用組合との連携による、地域社会の振興推進

【地域貢献活動の取組み】

しょうぎんは、地域の皆様へ豊かで安心・安全な暮らしが出来る社会づくりを進めるとともに、将来を担う子供たちの成長を応援しています。

- 「しんくみの日週間」におけるさまざまな活動
- お客様への花の種配布
- 振り込み詐欺防止等の呼びかけの実施
- ピーターパンカード事業による寄付金の贈呈
- 台風災害義援金等への取組み
- 地域の方々を対象とした、著名人による講演会の開催

【人材育成のための取組み】

しょうぎんは、お客様に高品質な金融サービスをご提供できるよう、従業員ひとりひとりのスキルアップに力を入れるとともに、働きがいのある職場環境づくりを目指しています。

- 外部・内部講師による研修でのスキルアップ
- 女性職員のキャリアアップ・活躍推進
- プレミアムデーの実施および有給休暇取得推進による、職員のワーク・ライフ・バランスの向上
- 役職員および役職員家族への各種定期健診補助

【環境保全への取組み】

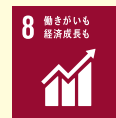
しょうぎんは、地球環境問題にむき合い、環境保全活動に繋がるお客様の資金ニーズに協力していくとともに、持続可能な社会づくりを目指して環境に配慮した事業活動を行っています。

- クールビズ活動
- ペーパーレス化の促進
- マイカーローン(エコカー)利用者への優遇金利対応
- 太陽光発電事業にかかる融資推進

【未来への取組み】

しょうぎんは、人と人との繋がりを大切にしながら将来を見据えた活動をしていくとともに、あらゆる人が健康的で持続可能な暮らしが出来るよう支えていきます。

- しんくみはばたき奨学金制度の実施
- 学生・生活支援ローンの取扱い
- 職場体験の実施



地域貢献

●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は愛知県、三重県を営業区域とし、組合員一人ひとりがお互いに助け合い、発展していくという「相互扶助・共存共栄」の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要としているお客様へご融資し、事業の発展や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、当組合の経営資源を活用して地域社会・地域経済の発展に積極的に取り組んでおります。

●預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆様の豊かな暮らしと着実な資金づくりを支援するため、お客様のニーズにあった新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力しております。今後とも、皆様の大切な資金活用のお役に立てるよう、さまざまな商品を提供してまいります。

●融資を通じた地域貢献

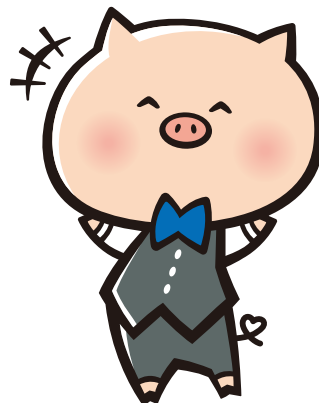
当組合は、お客様からお預かりした大切な資金(預金積金)をもとに、地元で資金を必要としているお客様にご融資し、円滑な資金供給を行うことで、お客様の健全なご発展と地域社会の活性化に資するべく取り組んでおります。また、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。今後とも、より幅広くお客様のニーズにお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

●取引先への支援状況等

当組合は、外部専門家との相談体制をとり、お客様へ適切かつ円滑な対応が図れるよう心掛けております。お客様からのご相談に対し親身に寄り添い、業績や財務内容について踏み込んだ分析を行い、役立つ情報提供や改善に向けたアドバイスやサポートを行うなど、お客様の利便性向上に向けて取り組んでおります。

●地域・業域・職域サービスの充実

当組合は地元のお客様と共に歩む地域金融機関として、清掃活動や献血活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。また、公共性と健全経営を堅持し、経営情報の公正な開示など広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図り、信頼される金融機関を目指し幅広いサービスの提供に努めます。



取扱商品を通じた地域貢献例

愛知商銀では、取扱商品を通じて組合員様や地域社会のサポートに取り組んでおります。こちらはその商品の一例です。今後も引き続き、みなさまに寄り添った支援・サポートを行ってまいります。

●預金商品

令和5年2月1日より、地域貢献活動の一環として、子ども支援事業を応援するための定期預金である「こどもみらい定期預金」を期間限定商品として発売いたしました。

本定期預金預入総額の0.03%相当額を、当組合負担で愛知県および三重県に寄付いたします。

※寄付に際して、お客様のご負担はございません。

50万円 地域貢献
こどもみらい定期預金
本定期預金の預入総額の0.03%相当額を、当組合負担で子ども支援事業に寄付いたします。
返済期間 2023年2月1日(水)～2023年12月29日(水)
6ヶ月で **0.35%** 預入利率
0.25% 預入利率
対象 個人・法人
預入金額 一口50万円以上 ※新規預入資本金のみ
預入期間 6ヶ月 お引き出し自由期間4年6ヶ月
返済期間 5年
6ヶ月返済額は、いつでも 減額返済になります！

●融資商品

事業者様に寄り添いながら経営支援をさせていただくことを目的とした「伴走型事業者応援ローン」は、コロナ禍での経営負担の緩和を目的として誕生した融資商品であり、元金据置可能な期間が最長5年となっているのが特徴でした。現在は、コロナの影響の有無に関わらず、短期から長期に渡り事業者様を支援させていただく商品として展開しております。

伴走型 事業者応援ローン
返済期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
事業者のみならずおなじみながら短期から長期に渡り事業の支援をいたします。
返済期間 5年
元金据置期間あり
事業におけるお困りごとや、先の見えない情勢不安を少しでも解消するため、お困りに寄り添いながら経営支援を行っていきましょう！ぜひお気軽にご相談を！
ご利用いただける方 個人・法人
ご利用金額 事業資金(運転資金・設備資金) 5,000万円以内
返済期間 最長5年以内、借入期間15年以内
お借入利率 年 1.5%～3.2%以上
お借入条件 収入が安定していること、返済計画が立てられていること、返済能力があること、返済保証人(保証人)が必要(要相談)
信用組合 愛知商銀

学生応援ローン
返済期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
経済的に不安定な学生の経営者や、学生ご本人様をサポートします。
お借入利率 年 2.0%
お借入条件 収入が安定していること、返済計画が立てられていること、返済能力があること、返済保証人(保証人)が必要(要相談)
信用組合 愛知商銀

生活応援ローン
返済期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
生活に関するものならお使いの自由！原則保証人・担保不要！
組合員のみなさまの生活をサポートいたします！
ご利用いただける方 個人・法人
ご利用金額 10万円以上～100万円以下
返済期間 7年以内(借入期間15年以内)
お借入利率 年 5.0%
お借入条件 収入が安定していること、返済計画が立てられていること、返済能力があること、返済保証人(保証人)が必要(要相談)
信用組合 愛知商銀

個人向け商品では、経済的な影響を受けられている方を対象とした「生活応援ローン」や、子育て世帯の教育費用に向けた「学生応援ローン」を展開しております。当初はコロナ禍での経済支援という目的のもとで取扱いをしておりましたが、現在も引き続き、みなさまの経済的不安を取り除くための商品として取り扱っております。

その他、融資返済予定の調整や条件変更に対応するなど、組合員のみなさまの目線に立ったサポートを心掛けております。

文化的・社会的貢献に関する活動

令和4年度「しんくみの日週間」(令和4年9月1日～令和4年9月7日)の期間において、社会貢献活動として愛知県・三重県の各地域で清掃活動と献血活動を行いました。

■清掃活動

公園や駅周辺、店舗周辺の公共箇所を中心に、職員66名が清掃活動を行いました。



■献血活動

各店最寄の献血センターにて実施し、愛知県4箇所、三重県2箇所にて職員38名が献血活動に参加しました。

■花いっぱい運動

お客様ご来店時や渉外活動の際に、「しんくみ」のイメージカラーであるオレンジ色のフレンチマリーゴールドの花の種をプレゼントいたしました。また、本店所在地近隣の小学校にも訪問し、花の種を贈呈いたしました。



地域貢献

●しょうぎん はばたき奨学金



奨学金募集ポスター

令和5年度より、返還不要の給付型奨学金制度「しょうぎん はばたき奨学金」を創設。

募集期間 令和5年 2/20(月)~5/8(月)

奨学生募集 最大 20名

収入要件
 大学・大学附属学生 年収10万円未満（自己申告）
 < 収入要件 > 年収10万円未満（自己申告）
 < 収入要件 > 年収10万円未満（自己申告）

給付金額 年額12万円（1年間/令和6年3月まで）

給付条件 1行一社社員、企業内専従、公務員、自営業、フリーランス、学生、専業主婦、専業主夫、無職、その他、令和5年4月1日現在で20歳未満を年齢とし、本人及び保護者もしくは扶養者が愛知県または三重県に住所を有している方で、下記収入要件に該当し、かつ学費の支弁に必要かつ、また、本人もしくは保護者、扶養者が総合所得の支出（扶養控除対象の扶養親族）なし。

お申込み 応募書類を印刷し、AICHI SHOGINのホームページからダウンロードできます。最新のお知らせの窓口へお問い合わせください。応募書類送付先は各支店にてお申し込みください。

信用組合 愛知商銀
 〒463-0013 名古屋市中区栄一丁目4番14号
 TEL 052-451-2556
<https://www.a-shogin.jp/>

令和2年度より、返還不要の給付型奨学金制度「しょうぎん はばたき奨学金」を創設。

SDGsの17のゴールのひとつでもある「質の高い教育をみんなに」という目標のもと、子どもたちの学ぶ機会を支援していく取組みです。令和4年度は39名の応募があり、18名の学生に奨学金を給付いたしました。

また、令和4年6月5日に行われた「しょうぎんはばたき奨学金」目録授与式では、奨学生代表の方に、今後の学生生活でどのようなことに意欲的に取り組んでいきたいかなどの抱負を公表していただきました。愛知商銀は今後も、頑張る学生のみなさまを応援してまいります。

奨学金目録授与式の様子は、当組合広報紙「しょうぎんNEWS」でも取り上げさせていただきました。「しょうぎんNEWS」は、当組合の情報や、金融知識、自治体支援情報などを掲載している広報紙です。当組合ホームページにもアップしておりますので、ぜひ一度ご覧くださいませ。




奨学金 しょうぎん はばたき奨学金 目録授与式

この日、「しょうぎん はばたき奨学金」の奨学生が決定し、6月5日に奨学金目録授与式が行われました。授与式には17名の奨学生の方にご参加いただき、来賓特別賓客より一人一人に奨学金目録が手渡されました。また、奨学生代表として2名の学生、奨学生としての学生生活に対する所感等の抱負を披露いたしました。この「しょうぎん はばたき奨学金」制度は、奨学金が貯まるより貯めていきます500万円の目標のひとつ「質の高い教育をみんなに」に賛同する取組みでもあります。長く続くコロナ禍の中、学業においても頑張られているのが多くあるかと思われますが、奨学の学生生活ならびにその先の未来がより良いものとなることを心より願っております。

全社5つ星
 6月18日現在、1ポイント134円を記録している新しい記録。この記録の一つが、当組合の金融実力の証です。日本ではこの1ポイント134円を記録しているのは、企業の内省や信用リスク管理の徹底によるものです。また、デジタル化による業務効率化の推進も大きな要因の一つです。デジタル化による業務効率化の推進も大きな要因の一つです。デジタル化による業務効率化の推進も大きな要因の一つです。

第3期 一円安の理由は何？

6月18日現在、1ポイント134円を記録している新しい記録。この記録の一つが、当組合の金融実力の証です。日本ではこの1ポイント134円を記録しているのは、企業の内省や信用リスク管理の徹底によるものです。また、デジタル化による業務効率化の推進も大きな要因の一つです。デジタル化による業務効率化の推進も大きな要因の一つです。デジタル化による業務効率化の推進も大きな要因の一つです。

金利が0.60%に引上げ！

先月から引上げを開始しております「定期預金」の金利が引き上げされました。今年度4月より1年定期の金利が0.60%に引き上げとなりました。ご自身の資金運用、お金の増やし方としてお考えの方は、お預けの金利が上がることでお金の増やしやすくなります。お預けの金利が上がることでお金の増やしやすくなります。お預けの金利が上がることでお金の増やしやすくなります。

イベント行事

●入組式

令和5年4月3日、当組合本部にて入組式を行い、11名の
新入職員が入組しました。



●全店合同ゴルフコンペ

長らくコロナ禍においてしばらく開催を見合わせておりましたが、当組合主催の合同ゴルフコンペ「しょうぎんカップ」を約3年ぶりに開催いたしました。営業店エリア毎に開催日・場所を分けて計3日間での開催となったものの、全日程において天候に恵まれ、総数153名の方にご参加いただきました。今後も定期的に組合員のみなさまと交流できるイベントを開催してまいりますので、ぜひ多くの方にご参加いただけますと幸いです。



預金のご案内

種類	お預入れ期間	お預入れ金額	特 色
総合口座	いつでも 出し入れ自由	1円以上	普通預金と定期預金を1冊にまとめた通帳になります。 定期預金の90%まで自動的にお借入れできます。 (最高200万円まで)
普通預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	給与・年金のお受け取り、公共料金等の自動支払いができます。
貯蓄預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	普通預金より金利が高く、いつでも自由に出し入れできます。 残高が増えれば金利もアップします。 (ただし、給与・年金のお受け取り、公共料金等の自動支払いはできません。)
当座預金	いつでも 出し入れ自由	1円以上	商取引に手形・小切手を利用することで安全・能率的に資金管理 ができます。
通知預金	据置7日間後 出し入れ自由	1万円以上	一時的にまとまった資金の運用にご利用できます。 (お引出し2日前までにご連絡が必要となります。)
納税準備預金	納税時に 引き出し	1円以上	非課税・納税資金の計画的な積立にご利用できます。
期日指定定期預金	1年以上3年以内 の満期指定日まで (1年間は据置)	1円以上 300万円未満	1年間の据置後から3年までの任意の日を満期日に指定できます。 1年据置後ならば一部解約もできます。 (満期日の指定は1ヶ月前までにご連絡が必要となります。)
変動金利定期預金	1年以上 3年以内	1円以上	6ヶ月毎に適用金利を見直しする定期預金となります。
スーパー定期預金	1ヶ月以上 5年以内	1円以上 1,000万円未満	預入時、継続時の店頭表示金利が適用されます。
大口定期預金	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	預入時、継続時の店頭表示金利が適用されます。 まとまった資金の運用にご利用できます。
定期積金	1年以上 5年以内	1,000円以上	計画的な資金づくりにご活用していただけます。

決済用普通預金 当組合では、全額保護される無利息型普通預金(決済用普通預金)をお取り扱いしております。

●預金保険による 保護の範囲

預金保険の 対象預金等	当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金(決済用普通預金)	利息がつかない等の条件を満たす預金は全額保護
	利息のつく普通預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 ※1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます
	定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 ※1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 ※破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます

●取扱内容

決済用預金とは、預金保険法第51条の2第1項で規定された、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす預金のことをいいます。

- (1) 無利息であること(預金規定で利息が付かないことを定めてあるもの)
- (2) 要求払いであること(預金者がいつでもその払戻しを請求することができるもの)
- (3) 決済サービスを提供できること

●新規に無利息型普通預金口座を開設される方

- 口座開設時のお申込により無利息型普通預金を開設いたします。
- 公共料金等の口座振替を利用する場合は、別途手続きが必要となります。
- キャッシュカードをご希望の場合は、カードを発行いたします。

●現在ご利用中の普通預金口座を無利息型普通預金口座へ変更される方

- 現在ご利用中の普通預金口座をお申込により無利息型普通預金(決済用普通預金)に変更できます。
 - 口座番号に変更はありませんので、ご利用中の各種料金等の口座振替等にかかる変更手続きは不要です。
 - ご利用中の通帳及びキャッシュカードはそのまま利用できます。
- ※通帳には、無利息型普通預金の表示をさせていただきます。

(注) 現行の普通預金を無利息型普通預金に切替える場合における現行の普通預金の未払利息につきましては、前回利息支払日から無利息型普通預金への切替前日までに発生する利息を、当組合所定の日にお支払いいたします。

※詳しくは、窓口または担当者までお問合せ下さい。

シルバー定期預金

満55歳以上の個人のおお客様がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額

一口10万円以上1,000万円以内
(お一人様1,000万円まで)

預入期間

1年、3年

利率

期間3年 組合員0.45%/非組合員0.35%
期間1年 組合員0.35%/非組合員0.25%

すまいる定期預金

個人・法人の方がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額

一口100万円以上1,000万円以内
※新規預入資金のみ・複数口預入可能・上限なし

預入期間

1年、3年

利率

期間3年 組合員0.30%/非組合員0.25%
期間1年 組合員0.20%/非組合員0.15%

年金定期預金「雅」

当組合で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)をお受け取り中の個人の方、もしくは当組合で新たに公的年金のお受け取りを開始される方がご利用いただける、特別金利の定期預金です。

取扱金額

一口10万円以上1,000万円以内
(お一人様1,000万円まで)

預入期間

1年

利率

組合員0.70%/非組合員0.60%

種類	特色	取扱金額	お預入期間
シルバー普通預金	満55歳以上の個人のおお客様がご利用いただける、特別金利の普通預金です。	1円以上	出し入れ自由
シルバー定期積金	満55歳以上の個人のおお客様がご利用いただけます。	掛込金額1万円以上10万円以内	3年限定
子育て支援定期積金	ご契約時点で18歳以下のお子様を扶養する保護者(親権者)の方がご利用いただける、毎月決まった金額をお積み立てする商品です。	1万円以上5万円以内(千円単位で指定可)	3年、4年、5年

◆ 融資のご案内

住宅ローン「家物語」 個人ローン

特色 保証会社の審査不要で、住宅の新築や増改築、セカンドハウス購入、つなぎ融資にもご利用いただけます。団信にご加入いただけない方でもお使いいただけます。

ご融資金額

100万円～1億円以内

ご融資期間

最長50年以内(新築に限る)

新規ご契約時に三大疾病保障特約付団信へご加入の場合でも、金利の上乗せ無しでご利用いただけます。



収益不動産ローン 事業者向けローン

特色 マンション・アパート等の賃貸用住宅、収益ビルの新築・増改築資金、購入資金、他行借換資金等にご利用いただけます。

ご融資金額

要相談(10万円単位)

ご融資期間

35年以内

フリーローン 個人ローン

特色 旅行、趣味、おまとめ等お使いみちが自由なローンです。

ご融資金額

10万円～500万円以内

ご融資期間

7年以内(ただし元金据置期間を含む)



事業者向けローン

種 類	特 色	ご融資金額	ご融資期間
サポートローン	事業開始後税務申告を3期終えている法人・個人事業主の方のあらゆる事業資金にスピーディーかつ柔軟にお応えします。	100万円～1,000万円以内	運転資金5年以内、 設備資金10年以内
創業支援ローン	新たに事業を開始、または事業開始後税務申告を3期終えていない法人・個人事業主の方をサポートいたします。	10万円～500万円以内	運転資金5年以内、 設備資金10年以内
プレミアムローン	運転資金や設備資金などの事業資金にご利用いただけます。	3億円以内	運転資金7年以内、 設備資金15年以内
スペシャルローン	運転資金や設備資金などの事業資金に特別金利でご利用いただけます。	3億円以内	運転資金7年以内、 設備資金10年以内
不動産活用ローン	所有不動産を担保に活用し、事業性、消費性ともにお使いみち自由にご利用いただけるローンです。	3億円以内(所定の不動産評価掛目範囲内)	20年以内
しんくみビジネスローン	担保不要で、あらゆる事業性資金にお使いいただけます。	【法人】 50万円～1,000万円以内 【個人事業主】 50万円～500万円以内 ※ただし白色申告は上限 200万円まで	5年以内
伴走型事業者応援ローン	短期から長期に渡りサポートを行う、最長5年元金据置可能な法人・個人事業主の方向けのローンです。	5,000万円以内	運転資金10年以内、 設備資金15年以内
事業者カードローン	カード・通帳で随時借入が可能な、法人・個人事業主の方向けの保証協会付カードローンです。	100万円～2,000万円以内	1年または2年 (更新可)

個人ローン

種 類	特 色	ご融資金額	ご融資期間
多目的ローン	車や家電製品の購入、リフォーム関連、教育関連等、資金のお使いみちが明確なものにご利用いただけます。(事業性資金は除く)	10万円～1,000万円以内	10年以内 (リフォーム関連 資金、教育関連 資金は15年以内)
フリーローン 「チョイス」	お使いみちが自由なローンです。	10万円～1,000万円以内 (ただし主婦・アルバイトは 30万円以内、事業性資金 については500万円以内)	10年以内
教育カードローン 「チャンスⅡ」	幼稚園～大学院に在籍するお子様をお持ちの方を対象にご利用いただくことができ、いつでもATMからキャッシュカードでお引き出しできます。	極度額100万円・150万円・ 200万円・250万円・300 万円・350万円・400万円・ 450万円・500万円の9パ ターンから選択。 ただし受験にかかる費用の 場合は、極度額100万円	入学予定月9か月 前からご利用可能 で、融資実行期間 は、本商品契約の 日から就学者の卒 業予定年月まで
カードローン アラカルト	お使いみちは自由で、30万円～800万円まで10パターンの極度額からお選びいただけます。	30万円、50万円、100万円、 200万円、300万円、400万 円、500万円、600万円、 700万円、800万円の10パ ターンから選択。 (ただし主婦・パート・アルバ イトは30万円を上限とする)	1年(自動更新) ※更新時65歳超 は更新不可
生活応援ローン	生活に関する資金ならお使いみちは自由な、組合員のみなさまをサポートするローンです。	10万円～100万円以内	7年以内(元金据 置最長1年可、元金 据置期間を含む)
学生応援ローン	経済的な不安のある学生の親御様や、学生ご本人様をサポートします。	【親御様向け】 10万円～100万円以内 【ご本人様向け】 10万円～50万円以内	10年以内(在学 期間中の元金据 置可)

※各種融資商品は当組合の組合員もしくは組合員にご加入いただける方がご利用いただけます。また、諸条件がございますので詳しくはお近くの窓口までお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望にそえない場合がございますのであらかじめご了承ください。

※各種商品の詳細については令和5年6月30日現在のものです。

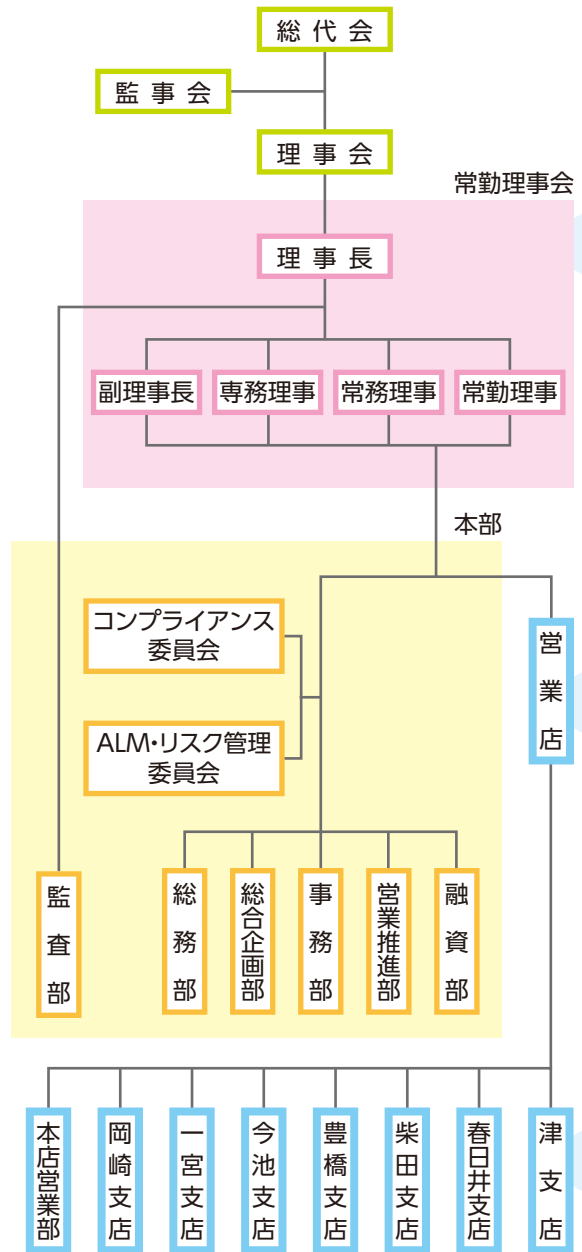
役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

(令和5年6月30日現在)

理事長	大原 清三
副理事長	大山 昇
専務理事	金岡 茂樹
常務理事	玉川 正直
常勤理事	松山 栄一郎
常勤理事	金村 孝志
理事※	松本 泰伸
理事※	栗山 重泰司
理事※	鹿島 龍男
理事※	大山 博志
理事※	高山 駿二
理事※	松岡 慶基
理事※	河 隆 實
理事※	金原 泰成
常勤監事	三本 実
非常勤監事	鈴木 房芳

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業の組織



組合員の推移

(単位：人)

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	16,629	16,835
法人	1,152	1,171
合計	17,781	18,006

会計監査人の氏名又は名称

誠栄有限責任監査法人(令和5年6月末現在)

令和4年度 経営環境・事業概況

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細業者及び勤労者の資金円滑化、並びに組合員の経済的地位の向上に資することを目的とする相互扶助の信用組合であります。

令和4年度は、コロナ禍において海外からの観客動員も可能となったサッカーワールドカップカタール大会が開催されました。依然としてコロナの終息は見えない状況ではありますが、中国のゼロコロナ政策も解除となり、経済正常化へ向けた動きが世界中で活発になりつつあります。

一方で、原材料価格の高騰や原油高や急速な円安などが重なり、食品・日用品・光熱費などの相次ぐ値上げによる家計への影響は大きく、景気後退の懸念が生じております。

そうした中、当組合では信用組合の基本理念に立ち返り、地域密着型金融に注力するとともに、アフターコロナを見据えた地域中小事業者のニーズに応えるべく、事業支援を積極的に進めて参りました。また、令和4年5月には岡崎支店のリニューアルオープンをいたしました。

令和4年度における当組合の業績については、『新岡崎支店オープン記念定期預金』の好調な売れ行きにより預金残高は1,146億円になるとともに、貸出金残高については、不動産関連融資が増加したことなどにより880億円となりました。

収益面については、貸出金増加による利息収入の増加が主因となり、経常利益は1,127百万円、当期純利益は844百万円となりました。また、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率も8.19%と国内基準である4%を大きく上回っております。

今年度も(1)法令遵守、(2)取引先の拡大、(3)人材の育成、(4)安定収益の確保、(5)不良債権の管理、(6)事務ミスの撲滅、(7)業務の効率化を経営の柱として、実効性のある取組みを継続して参ります。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月28日

信用組合 愛知商銀

理事長 大原清三

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「誠栄有限責任監査法人」の監査を受けております。

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、中小事業者や勤労者等が相互扶助の精神に基づき経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員は口数に関係なく議決権および選挙権を有しますが当組合の組合員数は18,006名であり、総会を開催することは事実上不可能であります。そこで組合員の中から「総代」を選出し、「総代会」を開催し組合員の意見、総意を反映させております。総代会は当組合の最高意思決定機関であり、毎年6月に通常総代会を開催し、必要な場合には臨時総代会を開催します。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意見を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公正に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を8つの区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和5年3月31日現在の組合員は18,006名)

■総代会の決議事項等の議事概要

令和5年6月27日に開催された第70期通常総代会において以下の議案が審議され、それぞれ承認可決されました。

- 第一号議案 第六十九期 剰余金処分案 承認の件
- 第二号議案 第七十期 事業計画並びに収支予算案 承認の件
- 第三号議案 組合員法定脱退(第六十九期) 承認の件
- 第四号議案 役員退職慰労金支払 承認の件
- 第五号議案 理事任期満了に伴う改選の件

■総代の氏名

(令和5年6月30日現在)

選挙区	総代氏名(敬称略)
第1区 本店営業地域 総代定数 19名 総代数 19名	松本 収、東川 勲、金原泰成、李 孔一、松岡慶基、田中光広、大山昌之、金海徳俊、中村 裕、※、桐部達雄、清水寛展、神谷哲治、※、清水崇司、松本 学、河本貞大、松吉恭孝、神農光一
第2区 岡崎支店営業地域 総代定数 16名 総代数 16名	木村秋次郎、栗山重泰司、千上忠敏、河 隆實、林 昌元、木村孝彦、鈴木栄子、山本末吉、金海文雄、村本英一、柳 基幸、成木哲也、安本龍男、豊田三朗、栗山茂秋、金山泰憲
第3区 一宮支店営業地域 総代定数 11名 総代数 11名	金本建治、松本泰伸、宮本 薫、山田 茂、石山浩男、伊南将盛、大山恭範、葉山鏞振、星山侑理恵、河本尚広、伊原大輔
第4区 今池支店営業地域 総代定数 18名 総代数 18名	杉本芳郎、金田正義、戸田 博、伊藤満寿男、金原茂光、徳山路晃、西原秀熙、金海基繁、山田宣行、玉岡宏光、古川桂司、加藤 聡、※、大山泰代、金沢全求、山本恵子、三島利和、梅村 成
第5区 豊橋支店営業地域 総代定数 9名 総代数 9名	鹿島龍男、松山一男、柳 龍雄、新本和昌、金原榮賢、杉本浩作、西原龍文、津川義晴、金子相龍
第6区 柴田支店営業地域 総代定数 16名 総代数 15名	大山裕正、野口武資、大山博志、倉田 学、加藤充彦、新川芳弘、兼本尚浩、大林香瑞人、金村成幸、金田英孝、井上政秋、阿部重治、中山耕一、安立裕司、相川政也
第7区 春日井支店営業地域 総代定数 15名 総代数 15名	立浦 猛、木全武雄、高山駿二、山本秀男、中村 勇、藤原東一、成木 功、竹山盛之、尾西長人、瀧本安隆、金林文達、田中利明、渭川裕正、松永哲明、山本健一
第8区 津支店営業地域 総代定数 6名 総代数 6名	夏山相洪、宇津井光子、岡村公恵、吉田柄煥、中村賢詞、中村博光

(注)氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「※」と表示しております。

■総代の属性別構成比 総代定数110名 総代数109名

職業別：個人0.9%(1名)、個人事業主8.3%(9名)、法人役員90.8%(99名)
 年代別：30代以下0.9%(1名)、40代10.1%(11名)、50代21.1%(23名)
 60代33.0%(36名)、70代31.2%(34名)、80代以上3.7%(4名)
 業種別：製造業4.6%(5名)、建設業7.4%(8名)、運輸業3.7%(4名)、卸売業1.9%(2名)、
 不動産業26.9%(29名)、宿泊業7.4%(8名)、娯楽業19.4%(21名)、その他28.7%(31名)
 ※業種別は、法人役員および個人事業主に限る。

■令和4年度 地区別総代懇談会の開催

令和4年度の地区別総代懇親会については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から開催を見送りました。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額及び賞与につきましては、理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与につきましては、監事会で決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	78	100
監事	13	20
合計	91	120

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事6名、監事3名です(退任役員を含む)。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事40百万円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はありません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。

注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

注3. 当組合職員の給与、賞与ならびに退職金は当組合における「給与規程」、「退職金規程」に基づき支払っております。

注4. 当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

地域密着型金融の取組み状況

■中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は愛知県、三重県を営業区域とした協同組織金融機関であり、お客様の健全な発展と地域社会の活性化に資するため、地元で健全な事業を営む中小企業・小規模事業者に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに金融コンサルティング機能を発揮し、地元事業者の経営相談及び経営改善に関し、真摯な対応に努め、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。また、金融円滑化の重要性を認識し、お客様の経営実態等を踏まえて、事業資金に係る貸付、中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等のご相談やお申込みに対して、今後も変わることなく、適切に積極的な対応に努めてまいります。

■態勢整備

当組合では金融円滑化管理統括部である融資部を中心として各営業部店と連携を図り、モニタリングや個別訪問等を行うと共に、コンサルティング機能を発揮し、お客様と一体となって経営改善・事業再生支援に取り組んでまいります。取組みの一環として令和2年12月に経営支援室を開設致しました。経営支援室では中小企業診断士や外部コンサルティング会社などの外部専門機関と連携し、専門的な知見・ノウハウ等をより積極的に活用し、経営改善の計画策定支援や中小企業・小規模事業者の抱える経営課題と一緒に取り組めます。

中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の外部機関との活用実績はありませんが、現在、よろず支援機構及び外部コンサルタントとの連携を図り活用しております。

より知識や教養を深める為に一般社団法人全国信用組合中央協会主催、東海信用組合協会主催、日本政策金融公庫主催の研修やWEB会議等に参加しました。

■経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初 債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組み先 (α)	αのうち 期末に債務者 区分がランク アップした先数 (β)	αのうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先 (γ)	αのうち 再生計画を策 定した先数 (δ)	経営改善支援 取組み率 (α/A)	ランク アップ率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
95	21	1	20	3	22.11	4.76	14.29

- (注) 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2.期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。
 3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4.「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
 5.「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6.「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

■中小企業に適した資金供給手法

(単位：件数、百万円)

	令和4年度	
	件数	金額
財務制限条項を活用した商品による融資実績	—	—
動産・債権譲渡担保融資の実績	令和4年度	
	件数	金額
	7	964
	うち、売掛債権担保融資	527
うち、動産担保融資	940	

- (注) 1.「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
 2.残高は、当組合とお客様との間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。
 3.動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。
 4.令和4年度実績の動産・債権譲渡担保融資は、売掛債権及び動産の両方に担保設定しております。

創業・新事業支援融資実績

(単位：件数、百万円)

	令和4年度	
	件数	金額
創業・新事業支援実績	1	425

(注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた取組み状況

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、当組合では資金繰り支援や既往債務の返済猶予と共に、実質無利子・無担保融資の推進をしております。

(単位：件数、百万円)

項目	令和4年度
実質無利子・無担保融資申込受付件数	0
実質無利子・無担保融資申込実行件数	0
実質無利子・無担保融資実行金額	0
条件変更件数	191
条件変更実行金額	14,256

(注) 1. 実質無利子・無担保融資は「国の補正予算成立を受けて新たに創設された制度融資（セーフティーネット4号・5号、危機関連保証）」の合計で、都道府県独自の制度融資の件数、金額は含みません。
2. 条件変更については令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実行した条件変更の件数、金額を合計しています。

地域の活性化に関する取組状況

愛知県・三重県を営業区域とした協同組織金融機関として、お客様の健全な発展と地域社会の活性化に資することを目的に、地域情報を活用し、お客様により適切な支援方法を外部専門家の協力も仰ぎながら事業再生、創業、新事業への積極支援、事業性評価融資の推進に努めております。

これからも、地域の活性化の実現に向け業務に邁進してまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●経営者保証に関するガイドラインの取組み状況

項目	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	19件	30件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.07%	4.26%
保証契約を解除した件数	13件	11件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

貸借対照表の注記事項

- 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 695百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 683百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条4号に定める「国税庁長官が定めて公表した方法(財産評価基本通達)」に基づいて、財産評価基準書の路線価を基に奥行価格補正、側方路線、二方路線、間口狭小奥行長大及び不整形地の補正等合理的な調整を行って算出したものと、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △257百万円
- 4.有形固定資産の減価償却は、定率法(但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 26年～39年
その他 3年～15年
- 5.無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部自己査定課(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 7.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8.役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9.退職給付引当金(前払年金費用)は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- 10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を過去の払戻実績に基づいて見積り、必要と認める額を計上しております。
- 12.収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
- 14.会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,228百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 15.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
- 16.子会社の株式又は出資金の総額 17百万円
- 17.子会社に対する金銭債務総額 28百万円
- 18.有形固定資産の減価償却累計額 714百万円
- 19.債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,254百万円、危険債権額は1,628百万円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 20.債権のうち、三月以上延滞債権額は8百万円です。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 21.債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 22.破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は2,890百万円です。
- なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 23.手形割引により取得した商業手形の額面金額は、38百万円です。
- 24.担保に提供している資産は、次のとおりです。
- | | | |
|-------------|------|-----------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 48,000百万円 |
| | 有価証券 | 4,236百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 48,400百万円 |
- 上記のほか、為替取引のために預け金4,000百万円を担保として提供しております。
- 25.出資1口当たりの純資産額は881円55銭です。
- 26.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣等によるALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程、規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、現在価値分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとに常勤理事会、半期ごとに理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理

経理・経営内容

有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度毎に定める余裕資金運用方針に基づき、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会の監督の下、有価証券運用規程等に準じて行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部により、ALM・リスク管理委員会、常勤理事会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、ΔEVEに基づく分析(複数の金利シナリオに基づくシミュレーション)により算出した時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、事業年度末の市場価格に基づく価額としております。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	67,040	67,098	57
(2) 有価証券			
その他有価証券	12,527	12,527	-
(3) 貸出金(*1)	88,075		
貸倒引当金(*2)	△1,228		
	86,847	87,772	925
金融資産計	166,414	167,398	983
(1) 預金積金(*1)	114,609	115,357	747
(2) 借入金(*1)	49,760	49,760	-
金融負債計	164,369	165,117	747

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OISレート等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OISレート等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	17
非上場株式(*1)	11
全信組連出資金(*1)	414
組合出資金(*2)	500
合 計	942

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、「金融商品の時価等の開示に関する摘要指針」(令和2年3月31日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の摘要指針」(令和3年6月17日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	67,040	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	503	1,415	-	473	96	10,037
貸出金	77,498	2,491	3,050	1,666	1,130	436
合 計	145,041	3,906	3,050	2,139	1,226	10,473

(*4) 貸出金の償還予定額について、変動金利貸出金においては、金利の更改日を償還日として「1年以内」に含め、変動金利貸出金以外の貸出金は上記の期間表示区分によって区分しております。

また、貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金積金	49,431	62,166	3,008	-	-	-
借入金	8,200	30,760	10,800	-	-	-
合 計	57,631	92,926	13,808	-	-	-

(*5) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	社 債	1,818	1,800	17
	小 計	1,919	1,900	18
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,595	11,414	△1,818
	小 計	10,608	12,514	△1,906
合 計		12,527	14,414	△1,887

(注) 貸借対照表計上額は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、885百万円であります。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,360百万円が含まれております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

過年度直接有税償却額	45百万円
貸倒引当金	265百万円
減価償却超過額	7百万円
賞与引当金	15百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
有価証券評価差額	530百万円
その他	18百万円
繰延税金資産 小計	908百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△342百万円
評価性引当額 小計	△342百万円
繰延税金資産 合計	566百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額	5百万円
前払年金費用	44百万円
繰延税金負債 合計	49百万円
繰延税金資産(負債)の純額	517百万円

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
経常収益	2,485,497	2,887,707
資金運用収益	2,381,451	2,597,773
貸出金利息	2,181,373	2,386,206
預け金利息	61,332	70,192
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	102,944	100,782
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	35,801	40,592
役員取引等収益	78,559	116,550
受入為替手数料	9,423	8,252
その他の役員収益	69,135	108,297
その他業務収益	13,345	11,523
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	13,345	11,523
その他経常収益	12,141	161,860
貸倒引当金戻入益	10,480	82,296
償却債権取立益	120	405
株式等売却益	966	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	573	79,159
経常費用	1,966,873	1,760,691
資金調達費用	409,151	405,760
預金利息	349,986	338,247
給付補填備金繰入額	1,482	1,481
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	56,730	65,073
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	951	957
役員取引等費用	36,711	36,652
支払為替手数料	6,947	5,847
その他の役員費用	29,764	30,805
その他業務費用	—	—
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経費	1,264,310	1,274,589
人件費	872,719	887,836
物件費	359,987	358,771
税金	31,603	27,981
その他経常費用	256,700	43,688
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	256,604	26,799
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	95	16,888
経常利益	518,624	1,127,015
特別利益	0	35
固定資産処分益	0	35
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	11,754	1,171
固定資産処分損	11,754	1,171
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	506,870	1,125,879
法人税、住民税及び事業税	52,338	282,983
法人税等調整額	△ 966	△ 1,361
法人税等合計	51,371	281,622
当期純利益	455,498	844,257
繰越金(当期末首残高)	1,364,813	1,594,750
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	1,820,311	2,439,007

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.子会社等との取引による収益総額 9千円
3.出資1口当たりの当期純利益 115円98銭
4.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	1,820,311	2,439,007
剰余金処分額	225,560	138,535
利益準備金	190,000	85,000
普通出資に対する配当金	35,560	53,535
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	1,594,750	2,300,472

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	2,381,451	2,597,773
資金調達費用	409,151	405,760
資金運用収支	1,972,300	2,192,013
役員取引等収益	78,559	116,550
役員取引等費用	36,711	36,652
役員取引等収支	41,848	79,898
その他業務収益	13,345	11,523
その他業務費用	—	—
その他の業務収支	13,345	11,523
業務粗利益	2,027,493	2,283,433
業務粗利益率	1.33%	1.41%
業務純益	823,623	1,072,543
実質業務純益	823,623	1,072,543
コア業務純益	823,623	1,072,543
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	823,623	1,072,543

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	89,019	216,322
支払利息の増減	11,867	△ 3,391

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
人件費	872,719	887,836
報酬給料手当	628,708	642,031
退職給付費用	113,881	103,548
その他	130,129	142,256
物件費	359,987	358,771
事務費	156,729	154,494
固定資産費	45,382	46,911
事業費	38,812	46,371
人事厚生費	20,271	16,078
有形固定資産償却	67,033	78,215
無形固定資産償却	908	1,086
その他	30,849	15,614
税金	31,603	27,981
経費合計	1,264,310	1,274,589

役員取引の状況

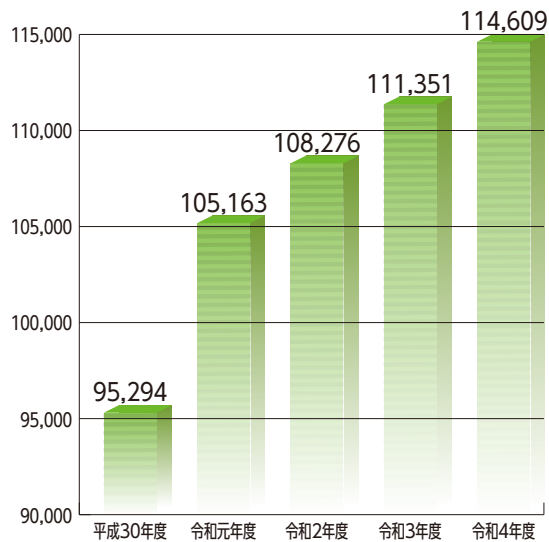
(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
役員取引等収益	78,559	116,550
受入為替手数料	9,423	8,252
その他の受入手数料	69,132	108,293
その他の役員取引等収益	3	4
役員取引等費用	36,711	36,652
支払為替手数料	6,947	5,847
その他の支払手数料	2,214	1,595
その他の役員取引等費用	27,549	29,209

経理・経営内容

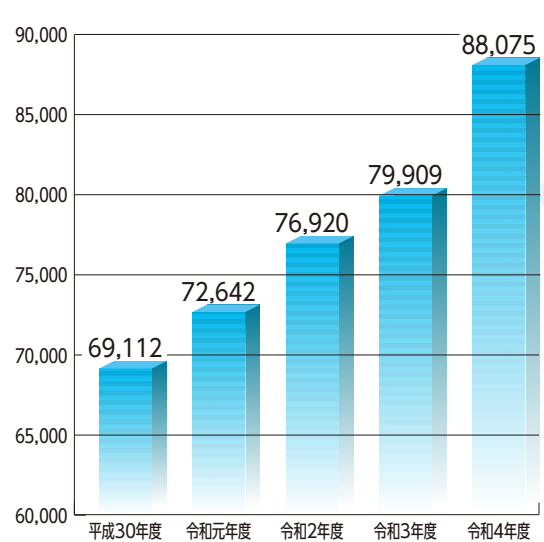
預金積金残高

(単位：百万円)



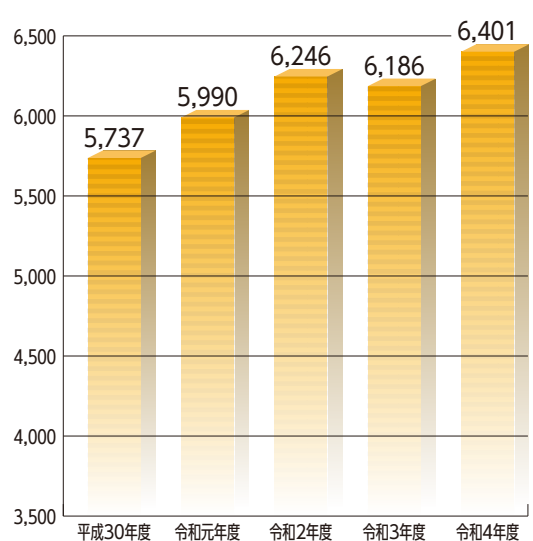
貸出金残高

(単位：百万円)



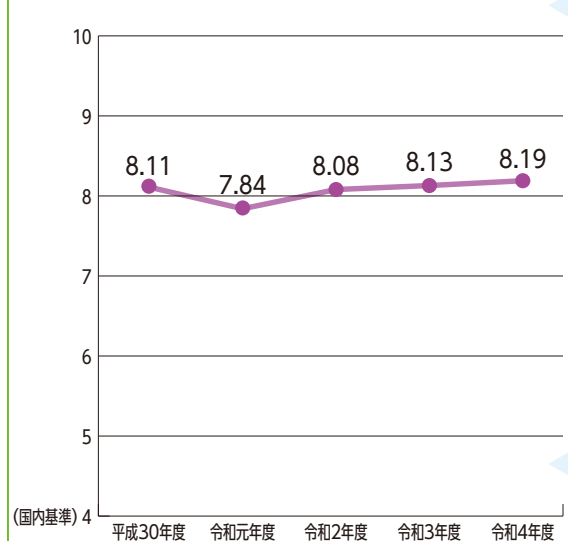
純資産額

(単位：百万円)



単体自己資本比率

(単位：%)



主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	2,566,582	2,711,963	2,360,879	2,485,497	2,887,707
経常利益	621,499	375,985	468,967	518,624	1,127,015
当期純利益	277,397	160,645	442,596	455,498	844,257
預金積金残高	95,294,900	105,163,200	108,276,789	111,351,308	114,609,444
貸出金残高	69,112,773	72,642,160	76,920,557	79,909,603	88,075,295
有価証券残高	3,365,356	3,304,073	14,441,124	13,994,643	13,055,067
総資産額	117,136,339	133,311,861	148,637,126	160,539,277	172,402,929
純資産額	5,737,923	5,990,677	6,246,980	6,186,141	6,401,213
単体自己資本比率	8.11%	7.84%	8.08%	8.13%	8.19%
出資総額	3,316,499	3,483,388	3,525,265	3,553,489	3,630,638
出資総口数	6,632,999口	6,966,777口	7,050,530口	7,106,978口	7,261,277口
出資に対する配当金	33,367	33,872	34,956	35,560	53,535
職員数	100人	99人	102人	103人	110人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実状況

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	6,909,239	7,777,111
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,553,489	3,630,638
うち、利益剰余金の額	3,391,311	4,200,007
うち、外部流出予定額(△)	35,560	53,535
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	381,141	271,267
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	381,141	271,267
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	111,355	28,502
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△1,155	△577
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,400,580	8,076,303
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,976	4,578
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,976	4,578
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	136,834	114,833
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	140,811	119,411
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,259,769	7,956,892
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	85,538,711	93,087,446
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,843	△12,843
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△12,843	△12,843
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,728,748	3,966,107
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	89,267,459	97,053,553
単体自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.13%	8.19%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等のほか、適格資本調達手段として自己資本の算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	信用組合愛知商銀	信用組合愛知商銀
資本調達手段の種類	普通出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,630百万円	28百万円
償還期限	—	令和6年4月1日～令和7年3月27日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	信用組合愛知商銀が劣後ローンの償還をおこなっても十分な自己資本比率を維持し、元利金の償還について主務大臣の事前届出が受理された場合には期限前償還をおこなう場合があります

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収支など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	3年度	151,672	2,381,451	1.57
	4年度	161,907	2,597,773	1.60
うち貸出金	3年度	77,183	2,181,373	2.82
	4年度	80,901	2,386,206	2.94
うち預け金	3年度	59,111	61,332	0.10
	4年度	65,655	70,192	0.10
うち有価証券	3年度	14,963	102,944	0.68
	4年度	14,935	100,782	0.67
資金調達勘定	3年度	146,802	409,151	0.27
	4年度	156,989	405,760	0.25
うち預金積金	3年度	109,238	351,469	0.32
	4年度	113,099	339,729	0.30
うち譲渡性預金	3年度	—	—	—
	4年度	—	—	—
うち借入金	3年度	37,468	56,730	0.15
	4年度	43,793	65,073	0.14

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3年度459百万円、4年度487百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.33	0.68
総資産当期純利益率	0.29	0.51

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回 (a)	1.57	1.60
資金調達原価率 (b)	1.13	1.07
総資金利鞘 (a-b)	0.44	0.53

預貸率及び預証率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	
預貸率	(期末)	71.76	76.84
	(期中平均)	70.65	71.53
預証率	(期末)	12.56	11.39
	(期中平均)	13.69	13.20

(注) 1. 預貸率=貸出金/預金積金×100
2. 預証率=有価証券/預金積金×100

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
1店舗当りの預金残高	13,918	14,326
1店舗当りの貸出金残高	9,988	11,009

職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
職員1人当りの預金残高	1,081	1,041
職員1人当りの貸出金残高	775	800

国内為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	21,275 44,205	24,398 55,118	
	他の金融機関から	14,072 42,553	16,362 50,663	
代金取立	他の金融機関向け	31 16	20 14	
	他の金融機関から	— —	— —	

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	13	11
その他業務収益合計	13	11

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	17	17
関連法人等株式	—	—
非上場株式	11	11
全信組連出資金	414	414
組合出資金	500	500
合計	942	942

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、「金融商品の時価等の開示に関する摘要指針」(令和2年3月31日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の摘要指針」(令和3年6月17日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,031	2,001	30	1,818	1,800	17
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,031	2,001	30	1,818	1,800	17
	その他	101	100	1	100	100	0
小計	2,133	2,101	32	1,919	1,900	18	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	11,333	12,311	△ 978	10,608	12,514	△ 1,906
	国債	10,462	11,411	△ 948	9,595	11,414	△ 1,818
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	870	900	△ 29	1,012	1,100	△ 87
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	11,333	12,311	△ 978	10,608	12,514	△ 1,906	
合計	13,466	14,412	△ 945	12,527	14,414	△ 1,887	

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託・デリバティブ取引

金銭の信託の時価等情報

該当事項なし

デリバティブ取引の時価等情報

該当事項なし

資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	12,253	11.21	12,426	10.98
定期性預金	96,959	88.75	100,651	88.99
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	25	0.02	21	0.01
合 計	109,238	100.00	113,099	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	96,203	99,251
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	14	14
合 計	96,218	99,266

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	96,498	86.66	99,280	86.62
法 人	14,853	13.33	15,329	13.37
一般法人	14,799	13.29	15,278	13.33
金融機関	0	0.00	—	—
公 金	53	0.04	50	0.04
合 計	111,351	100.00	114,609	100.00

財形貯蓄残高

該当事項なし

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	51	0.06	18	0.02
手形貸付	13,292	17.22	14,677	18.14
証書貸付	63,814	82.67	66,175	81.79
当座貸越	25	0.03	30	0.03
合 計	77,183	100.00	80,901	100.00

貸出金金利区別残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
固定金利貸出	21,606	23,181
変動金利貸出	58,303	64,894
合 計	79,909	88,075

貸出金用途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	35,503	44.43	38,658	43.89
設備資金	44,406	55.57	49,417	56.11
合 計	79,909	100.00	88,075	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
全国信用協同組合連合会	2	—
株式会社社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	0	—
独立行政法人 雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合 計	2	—

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		国 債	3年度末	—	—	—	
	4年度末	—	—	—	9,595	—	9,595
地方債	3年度末	—	—	—	—	—	—
	4年度末	—	—	—	—	—	—
短期社債	3年度末	—	—	—	—	—	—
	4年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	3年度末	—	1,826	483	592	—	2,902
	4年度末	503	1,315	570	442	—	2,830
株 式	3年度末	—	—	—	—	28	28
	4年度末	—	—	—	—	28	28
外国証券	3年度末	—	101	—	—	—	101
	4年度末	—	100	—	—	—	100
その他の証券	3年度末	—	—	—	—	500	500
	4年度末	—	—	—	—	500	500
合 計	3年度末	—	1,928	483	11,054	528	13,994
	4年度末	503	1,415	570	10,037	528	13,055

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,011	1.3	1,417	1.6
農業、林業	—	—	—	—
漁業	77	0.1	89	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	1,561	2.0	1,552	1.8
建設業	4,821	6.0	5,028	5.7
電気、ガス、熱供給、水道業	90	0.1	102	0.1
情報通信業	372	0.5	312	0.4
運輸業、郵便業	1,211	1.5	1,103	1.3
卸売業、小売業	1,659	2.1	2,222	2.5
金融業、保険業	859	1.1	1,018	1.2
不動産業	34,936	43.7	39,845	45.2
物品賃貸業	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	0.0	76	0.1
宿泊業	9,907	12.4	9,324	10.6
飲食業	847	1.1	847	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	12,757	16.0	12,809	14.5
教育、学習支援業	47	0.1	44	0.1
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	2,968	3.7	5,089	5.8
その他の産業	12	0.0	6	0.0
小 計	73,144	91.5	80,890	91.8
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,765	8.5	7,184	8.2
合 計	79,909	100.0	88,075	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	363	5.89	321	4.95
住宅ローン	5,799	94.11	6,163	95.05
合 計	6,162	100.00	6,484	100.00

貸出金償却額 (単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	256	26

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	381	△ 25	271	△ 109
個別貸倒引当金	938	△ 304	956	18
貸倒引当金合計	1,319	△ 329	1,228	△ 91

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	11,322	75.66	11,406	76.37
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	3,015	20.15	2,900	19.42
株 式	25	0.17	28	0.18
外国証券	100	0.66	100	0.66
その他の証券	500	3.34	500	3.34
合 計	14,963	100.00	14,935	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合 預金積金	令和3年度	912	1.14	—
	令和4年度	874	1.00	—
有価証券	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
動 産	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
不動産	令和3年度	65,240	81.64	22
	令和4年度	71,608	81.30	20
その他	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
小 計	令和3年度	66,152	82.78	22
	令和4年度	72,482	82.30	20
信用保証協会・ 信用保険	令和3年度	3,784	4.74	—
	令和4年度	3,950	4.48	—
保 証	令和3年度	4,718	5.91	360
	令和4年度	5,306	6.02	380
信 用	令和3年度	5,253	6.57	—
	令和4年度	6,337	7.20	—
合 計	令和3年度	79,909	100.00	382
	令和4年度	88,075	100.00	400

(注)平成27年度より「信用保証協会・信用保険」欄には信用保証協会付貸出金のみ計上しております。

経営内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	1,201	475	725	100.00	100.00
	令和4年度	1,254	486	767	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	1,578	1,223	212	90.99	59.91
	令和4年度	1,628	1,275	189	89.91	53.50
要管理債権	令和3年度	35	21	1	66.40	13.22
	令和4年度	8	0	1	18.96	18.86
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	8	0	1	18.96	18.86
貸出条件緩和債権	令和3年度	35	21	1	66.40	13.22
	令和4年度	-	-	-	-	-
小計	令和3年度	2,815	1,721	940	94.52	85.91
	令和4年度	2,890	1,761	958	94.09	84.87
正常債権	令和3年度	77,519				
	令和4年度	85,623				
合計	令和3年度	80,335				
	令和4年度	88,514				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

わたしたち愛知商銀は、業務を行うにつきまして、あらゆる法律等を遵守し、公共的使命と社会的責任を果たし、お客様の利益を擁護するため、以下の通り法令等を遵守すべく基本方針として取組んでおります。

1. 当組合は、公共的使命および社会的責任の重さを認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様を始めすべての利害関係人から信頼を得られるよう努力します。
2. 当組合は、中小企業等協同組合法を始めとするあらゆる法律等を遵守し、誠実かつ公正な業務を行うことをお約束します。
3. 当組合は、質の高い内部統制システムを構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。
4. 当組合は、お客様の情報をあらゆる法令等を遵守した上で、厳格に管理し、外部漏洩等の事故が無いよう努力します。
5. 当組合は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力と決別し、断固として対決します。
6. 当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に利益相反管理を行います。

苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要

● 苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し付けください。

※苦情等とは当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

■ 当組合へのお申出先

「お取引店舗」または「本部 事務部」にお願いいたします。

本部 事務部

住 所：愛知県名古屋市市中区亀島一丁目6番18号
電話番号：052-451-3128
受付時間：9：00～17：00（土日・祝日及び金融機関休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。詳しくは当組合本部 事務部へご相談ください。

地区しんくみ苦情等相談所（東海信用組合協会）

住 所：名古屋市市中区椿町3-21
電話番号：052-451-2110
受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00
（祝日及び金融機関休業日を除く）

しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）

住 所：東京都中央区京橋1-9-5
電話番号：03-3567-2456
受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00
（祝日及び金融機関休業日を除く）

相談所は公正・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

愛知県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本部事務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
例えば、愛知県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。
- ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

例えば、お客様は、滋賀県弁護士会や長野県弁護士会や福井県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

愛知県弁護士会紛争解決センター

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
電話番号：052-203-1651
受付時間：月曜日～金曜日10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

東京弁護士会紛争解決センター

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号：03-3581-0031
受付時間：月曜日～金曜日9:30～12:00、13:00～15:00
（祝日及び年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号：03-3595-8588
受付時間：月曜日～金曜日10:00～12:00、13:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号：03-3581-2249
受付時間：月曜日～金曜日9:30～12:00、13:00～17:00
（祝日及び年末年始を除く）

リスク管理体制

－ 定 性 的 事 項 －

- ・ 信用リスクに関する事項
- ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要
- ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手順の概要…該当事項なし
- ・ 証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・ オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・ 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要
- ・ 金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
リスク管理の方針及び管理体制	安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図ることとしています。
評価・計測	信用リスクを的確に評価・計測するため、信用格付システムを導入しています。信用格付は取引先の経営内容を総合的に分析し、統一的な基準で評価したもので、自己査定 of 債務者区分の前提となっています。
■貸倒引当金の計算基準 P.21 貸借対照表の注記事項6に記載	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 ・株式会社 格付投資情報センター (R&I) ・株式会社 日本格付研究所 (JCR) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。	

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める事務手続及び担保評価規定等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。
リスク管理の方針及び管理体制	ALM・リスク管理委員会において、リスク管理の基本方針を協議・検討するとともに、リスクを適切に把握・管理する態勢を整備しています。
評価・計測	リスクの計測に関しては、粗利益を基準に計測する基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は基礎的手法を採用しています。 〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$	

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	市場の変動によって受ける資産価値の変動の影響を指します。
リスク管理の方針及び管理体制	ALM・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
評価・計測	株式・出資金のリスクの計測に関し、実質価額を計測しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合においては、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響の双方ともに定期的な評価、計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。 具体的には、毎月金利リスクを計測し、ALM・リスク管理委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	当組合では金利リスクに対する対応策として、いち早く新しい金利水準に切り替わるよう変動金利貸出を導入し、金利リスクの逓減に努めています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、上下パラレルシフト等金利ショックを与えて、金利リスクを計測しております。

計測手法	金利ラダー方式
計測対象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
コア預金	対象：流動性預金全般(当座預金、普通預金等)
	算定方法：下記①～③のうち最小の額を上限とします。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額
	満期：5年以内(平均2.5年)
金利リスクの計測頻度	毎月

(注)コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

リスク管理体制

－ 定量的事項 －

- ・ 自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.25をご参照ください
- ・ 自己資本の充実度に関する事項
- ・ 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・ 信用リスク削減手法に関する事項
- ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・ 証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・ 出資等エクスポージャーに関する事項
- ・ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・ 金利リスクに関する事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	85,538	3,421	93,087	3,723
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	85,551	3,422	93,100	3,724
(i) ソブリン向け	61	2	71	2
(ii) 金融機関向け	4,583	183	3,740	149
(iii) 法人等向け	35,032	1,401	37,275	1,491
(iv) 中小企業等・個人向け	2,016	80	2,114	84
(v) 抵当権付住宅ローン	145	5	127	5
(vi) 不動産取得等事業向け	33,492	1,339	39,191	1,567
(vii) 三月以上延滞等	1,380	55	1,517	60
(viii) 出資等	528	21	528	21
出資等のエクスポージャー	528	21	528	21
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	414	16	414	16
(xi) その他	7,897	315	8,118	324
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	△ 12	△ 0	△ 12	△ 0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,728	149	3,966	158
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	89,267	3,570	97,053	3,882

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	162,871	175,610	80,501	88,706	14,312	14,314	—	—	1,793	1,941
国外	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
地域別合計	162,971	175,710	80,501	88,706	14,412	14,414	—	—	1,793	1,941
製造業	1,012	1,430	1,012	1,430	—	—	—	—	0	0
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	77	89	77	89	—	—	—	—	—	—
鉱業	1,561	1,552	1,561	1,552	—	—	—	—	1,561	1,552
建設業	4,927	5,129	4,927	5,129	—	—	—	—	4	1
電気・ガス・熱供給・水道業	714	726	112	124	600	600	—	—	—	—
情報通信業	1,038	967	536	465	500	500	—	—	0	—
運輸業	1,281	1,165	1,281	1,165	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	1,998	2,593	1,698	2,293	300	300	—	—	75	165
金融業、保険業	64,849	69,089	888	1,045	—	—	—	—	—	—
不動産業	36,588	41,520	35,084	40,017	1,501	1,500	—	—	16	27
各種サービス	27,252	29,033	27,252	29,033	—	—	—	—	131	100
国・地方公共団体等	11,524	11,526	—	—	11,511	11,514	—	—	—	—
個人	6,054	6,352	6,054	6,352	—	—	—	—	2	95
その他	4,089	4,533	12	6	—	—	—	—	—	—
業種別合計	162,971	175,710	80,501	88,706	14,412	14,414	—	—	1,793	1,941
1年以下	68,933	75,057	16,152	17,794	—	500	—	—	—	—
1年超3年以下	3,662	5,143	2,761	3,743	901	1,400	—	—	—	—
3年超5年以下	5,372	4,502	4,372	4,502	1,000	—	—	—	—	—
5年超7年以下	5,809	4,582	5,309	4,082	500	500	—	—	—	—
7年超10年以下	9,942	12,698	9,942	12,598	—	100	—	—	—	—
10年超	53,795	57,700	41,784	45,786	12,011	11,914	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,454	16,025	178	199	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	162,971	175,710	80,501	88,706	14,412	14,414	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 期間区分における「期間の定めのないもの」には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.29をご参照ください。

リスク管理体制

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度		
				令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	737	714	714	714	—	—	737	714	714	714	—	—
建設業	45	—	—	2	45	—	0	—	—	2	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
情報通信業	3	—	—	—	3	—	0	—	—	—	—	—
運輸業	—	187	187	173	—	—	—	187	187	173	20	—
卸売業、小売業	61	26	26	16	42	—	18	26	26	16	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	27	9	9	—	27	8	—	0	9	—	19	3
各種サービス	357	0	0	6	199	—	158	0	0	6	214	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	10	0	0	43	2	—	8	0	0	43	—	12
合計	1,242	938	938	956	319	8	923	929	938	956	256	26

(注) 当組合の個別貸倒引当金及び貸出金償却は全て国内のエクスポージャーに対するものであるため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	15,583	—	15,707
10%	—	110	—	217
20%	63,019	12	67,073	6
35%	—	418	—	366
50%	1,002	949	1,002	987
75%	—	2,864	—	2,985
100%	501	77,424	501	85,422
150%	—	841	—	921
250%	—	242	—	517
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	64,523	98,447	68,578	107,132

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		41,145	49,406	266	261	—	—
①ソブリン向け		1	1	—	—	—	—
②金融機関向け		40,100	48,400	—	—	—	—
③法人等向け		944	909	0	—	—	—
④中小企業等・個人向け		88	82	226	235	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		3	3	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		2	2	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		4	6	—	—	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑪その他		1	0	39	25	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

出資等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	942	—	942	—
うち時価のあるもの	—	—	—	—
うち時価のないもの	942	—	942	—
合 計	942	—	942	—

(注) 当組合の保有する出資等エクスポージャーは、非上場株式及び出資金のみです。

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	0	—
売却損	—	—
償 却	—	—

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方パラレルシフト	967	1,548	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,593	1,269
3	スティープ化	1,961	2,346		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,961	2,346	1,593	1,269
		ホ		へ	
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	7,956		7,259	

(注) 当局の開示定義に従い、ΔEVEのプラス表示は経済的価値減少、ΔNIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

主要な事業の内容

A. 預金業務	(イ) 預 金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
B. 貸出業務	(イ) 貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。 (ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務	取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. 内国為替業務	送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
F. 外国為替業務	全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金等を取扱っております。
G. 社債受託及び登録業務	取扱っておりません。
H. 金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。
I. 附帯業務	(イ) 債務の保証業務 (ロ) 有価証券の貸付業務 (ハ) 代理業務 (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務 (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c) 日本銀行の歳入復代理店業務 (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務 (ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務 (ヘ) でんさいネットサービス

当組合の子会社

(令和5年6月30日現在)

会社名	SGパートナー(株)
所在地	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
業務内容	保険代理業
設立年月	昭和55年8月
資本金	1,000万円
議決権比率	100%
その他	—

(注) 上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。

手数料一覧

(令和5年6月30日現在)

■為替手数料

		当組合 本支店間			他行宛
		同店間			
振込 手数料	電信扱い	5万円以上	110円	440円	770円
		5万円未満	-	220円	550円
	文書扱い	5万円以上	-	-	770円
		5万円未満	-	-	550円
	先振扱い	5万円以上	110円	440円	660円
		5万円未満	-	220円	440円
代金取立手数料	電子交換	880円			
	個別取立(電子交換以外)	1,100円			
その他諸手数料	振込の組戻し料	660円			
	不渡手形返却料	1,100円			
	取立手形組戻料	1,100円			
	取立手形店頭提示料	1,100円			

※なお、取立費用が1,100円以上の時は実費をいただきます

■インターネットバンキング手数料

＜法人・個人事業主の方＞

基本 手数料	照会・振込振替サービス			無料	
	照会・振込振替サービス + データ伝送(総合振込)サービス			1,100円	
振込 手数料	取扱内容				
	組合員	5万円以上	無料	無料	330円
		5万円未満	無料	無料	110円
	一般	5万円以上	無料	220円	440円
		5万円未満	無料	110円	220円

＜個人の方＞

基本 手数料	照会・振込振替サービス			無料
	取扱内容			
振込 手数料	組合員	5万円以上	無料	330円
		5万円未満	無料	110円
	一般	5万円以上	無料	220円
		5万円未満	無料	110円

■手形・小切手交付手数料

小切手帳・約束手形帳代	小切手帳	1冊(50枚)	1,100円
	約束手形帳	1冊(25枚)	880円
マル専手形	手形用紙	1枚	550円
	口座開設	1件	3,300円
署名鑑印刷	登録料	1件	5,500円
	変更登録料	1件	3,300円

■両替手数料

	一般	組合員
1枚～50枚	※お届けする場合は、両替手数料に一律550円加算	無料
51枚～500枚	※1001枚からは500枚毎に550円加算	330円
501枚～1000枚		550円

■大量硬貨取扱手数料

	一般	組合員
1枚～50枚	無料	無料
51枚～100枚	550円	330円
101枚～500枚		
501枚以上	1,100円 以降、500枚毎に550円を加算	550円 以降、500枚毎に550円を加算

■その他の受入手数料

自己宛小切手	発行手数料	1枚	550円	
残高証明書 発行手数料 (郵送の場合は 別途660円を いただきます)	所定用紙	1通	440円	
	発行基準日が依頼日の3ヵ月前当日超または所定用紙以外	1通	880円	
	英文表示	1通	880円	
	監査法人調査	1通	2,200円	
融資証明書	発行手数料	1通	事業用 13,200円 農転用 6,600円 住宅ローン用 3,300円	
		再発行手数料	証書・通帳・カード 1通(1枚)	1,100円
		暗証番号照会	照会手数料	1件 1,100円
株式等払込手数料	払込額に関係なく	払込額の0.33%		
カードローンカード	発行手数料	契約時	無料	
個人データ開示請求	氏名、住所、生年月日、電話番号、取引残高等	1回	1,100円	
未利用口座	管理手数料(年間)	1件	1,320円	

■不動産担保取扱事務手数料

不動産担保設定 (住宅ローンを 除く)	債権額・極度額	3千万円以下	33,000円
		3千万円超～5千万円以下	44,000円
		5千万円超～1億円以下	55,000円
		1億円超～3億円以下	110,000円
		3億円超～5億円以下	132,000円
		5億円超～10億円以下	165,000円
10億円超	220,000円		
不動産担保設定 (住宅ローン)	債権額・極度額	金額にかかわらず	22,000円
変更登記	極度増額・物件追加・債務者追加 ※設定金額の変更と追加担保が同時の場合は 1件とします。		22,000円
不動産調査手数料	収益不動産ローン	1件×6,600円	
融資取扱手数料 ※その他ローンの取扱につきましては、 融資額×2.2%(税込)を上限として 手数料をいただく場合がございます	ご融資金額 ×手数料率	収益不動産ローン 1.10% その他(住宅ローン除く) 2.20%	

■証書貸付条件変更手数料

期限前償還 手数料	事業性 資金	お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円	
		お借り入れ後 3ヶ月超～5年以内	繰上返済額 × 3.0%		
		お借り入れ後 5年超～10年以内	繰上返済額 × 2.5%		
		お借り入れ後 10年超	繰上返済額 × 2.0%		
	住宅 ローン	非事業性資金	金額・年数にかかわらず	3,000円+消費税	
		お借り入れ後 3ヶ月以内	金額にかかわらず	3,300円	
		お借り入れ後 3ヶ月超～5年以内	繰上返済額 × 3.0%		
		お借り入れ後 5年超～10年以内	繰上返済額 × 2.5%		
お借り入れ後 10年超～20年以内	繰上返済額 × 2.0%				
お借り入れ後 20年超	金額にかかわらず	3,000円+消費税			
一部繰上返済(ひと月100万円以内)	無料				
条件変更(金利引き下げ・約定日・最終貸出期日・返済方法)	元金均等	3,300円			
※条件変更が重複する場合は1件とみなします。	元利均等	5,500円			

■でんさいネットサービス手数料

発生記録請求	当組合宛	330円
	他行宛	660円
譲渡記録請求	当組合宛	330円
	他行宛	660円
分割譲渡記録請求	当組合宛	330円
	他行宛	660円
口座間送金決済手数料		220円

事業の概況

信用組合愛知商銀は、令和4年3月18日をもってSGパートナー(株)の全株式を取得し、100%子会社としました。当組合および子会社を連結した経常収益は2,915百万円、経常費用は1,775百万円となり、経常利益は1,139百万円となりました。

また、特別損益等を加味した当期純利益は853百万円となりました。

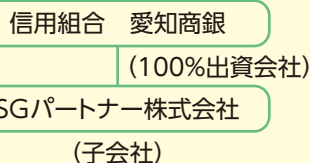
なお、令和4年度の連結自己資本比率は8.20%となっております。

当組合および子会社等の主要事業内容・組織構成

◎当組合は、本店のほか7営業店において預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。

◎SGパートナー(株)は、保険代理業を行っております。

組織図



●連結の範囲に関する事項

■連結グループに属する会社と連結財務諸表の対象範囲に含まれる会社との相違点

- ・相違点はありません

■連結グループに属する連結対象子会社

- ・連結グループに属する連結対象子会社はSGパートナー(株)1社で、その概要は以下のとおりです。

(子会社等の概要)

会社名	SGパートナー(株)
所在地	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
資本金	1,000万円
事業内容	保険代理業
設立年月日	1980年8月13日
当信用組合が保有する株式割合	100%
当信用組合子会社等が保有する株式割合	100%

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益				2,485,497	2,915,296
連結経常利益				518,624	1,139,443
連結当期純利益				461,038	853,917
連結総資産額				160,530,640	172,393,076
連結純資産額				6,191,631	6,416,364
連結自己資本比率				8.12%	8.20%

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「連結自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	
	令和3年度	令和4年度
(資産の部)		
現金	511,365	580,256
預け金	62,968,358	67,040,273
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	13,977,643	13,038,067
貸出金	79,909,603	88,075,295
外国為替	—	—
その他資産	564,663	673,602
有形固定資産	3,101,705	3,130,704
無形固定資産	5,623	6,547
退職給付に係る資産	186,499	159,137
繰延税金資産	242,159	517,257
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	382,349	400,000
貸倒引当金	△ 1,319,331	△ 1,228,065
(うち個別貸倒引当金)	(△ 938,190)	(△ 956,797)
資産減損引当金	—	—
資産の部合計	160,530,640	172,393,076

科目	金額	
	令和3年度	令和4年度
(負債の部)		
預金積金	111,335,775	114,581,200
譲渡性預金	—	—
借入金	41,540,000	49,760,000
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	841,336	1,015,596
賞与引当金	56,267	55,814
役員賞与引当金	16,500	17,400
退職給付に係る負債	—	—
役員退職慰労引当金	114,581	92,233
睡眠預金払戻損失引当金	200	106
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	51,996	54,359
債務保証	382,349	400,000
負債の部合計	154,339,008	165,976,711
(純資産の部)		
出資金	3,553,439	3,630,588
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	3,396,851	4,215,209
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	6,950,290	7,845,797
その他有価証券評価差額金	△ 693,818	△ 1,362,229
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△ 64,840	△ 67,203
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△ 758,659	△ 1,429,432
新株予約権	—	—
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	6,191,631	6,416,364
負債及び純資産の部合計	160,530,640	172,393,076

経理・経営内容

連結損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	2,485,497	2,915,296
資金運用収益	2,381,451	2,597,773
貸出金利息	2,181,373	2,386,206
預け金利息	61,332	70,192
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	102,944	100,782
その他の受入利息	35,801	40,592
役員取引等収益	78,559	142,941
その他業務収益	13,345	12,721
その他経常収益	12,141	161,860
貸倒引当金戻入益	10,480	82,296
償却債権取立益	120	405
株式等売却益	966	—
その他の経常収益	573	79,159
経常費用	1,966,873	1,775,853
資金調達費用	409,151	405,760
預金利息	349,986	338,247
給付補填備金繰入額	1,482	1,481
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	56,730	65,073
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	951	957
役員取引等費用	36,711	36,652
その他業務費用	—	—
経 費	1,264,310	1,289,751
その他経常費用	256,700	43,688
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	256,604	26,799
株式等償却	—	—
その他の経常費用	95	16,888
経常利益	518,624	1,139,443

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	5,540	35
固定資産処分益	0	35
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	5,540	—
特別損失	11,754	1,171
固定資産処分損	11,754	1,171
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	512,410	1,138,307
法人税、住民税及び事業税	52,338	285,750
法人税等調整額	△ 966	△ 1,361
法人税等合計	51,371	284,389
当期純利益	461,038	853,917
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	461,038	853,917

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当りの当期純利益 117円31銭

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
増資による優先出資の発行	—	—
自己優先出資処分差益	—	—
資本剰余金減少高	—	—
配当金	—	—
自己優先出資消却額	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	2,970,769	3,396,851
利益剰余金増加高	461,038	853,917
親会社株主に帰属する当期純利益	461,038	853,917
利益剰余金減少高	34,956	35,560
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配当金	34,956	35,560
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	3,396,851	4,215,209

連結自己資本の充実状況

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,914,730	7,792,263
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,553,439	3,630,588
うち、利益剰余金の額	3,396,851	4,215,209
うち、外部流出予定額(△)	35,560	53,534
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	381,141	271,267
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	381,141	271,267
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	111,355	28,502
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△1,155	△577
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,406,071	8,091,455
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,125	4,724
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,125	4,724
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	136,834	114,833
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	140,960	119,558
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,265,110	7,971,897
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	85,529,993	93,077,492
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△12,843	△12,843
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△12,843	△12,843
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,870,168	4,134,860
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	89,400,162	97,212,352
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)÷(ニ))	8.12%	8.20%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

自己資本調達手段の概要

当組合グループの自己資本は、出資金、利益剰余金等のほか、適格資本調達手段として自己資本の算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されています。

なお、当組合グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	信用組合愛知商銀	信用組合愛知商銀
資本調達手段の種類	普通出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,630百万円	28百万円
償還期限	—	令和6年4月1日～令和7年3月27日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	信用組合愛知商銀が劣後ローンの償還をおこなっても十分な自己資本比率を維持し、元利金の償還について主務大臣の事前届出が受理された場合には期限前償還をおこなう場合があります

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収支など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は、保険代理業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

経営内容

連結協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	1,201	475	725	100.00	100.00
	令和4年度	1,254	486	767	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	1,578	1,223	212	90.99	59.91
	令和4年度	1,628	1,275	189	89.91	53.50
要管理債権	令和3年度	35	21	1	66.40	13.22
	令和4年度	8	0	1	18.96	18.86
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	8	0	1	18.96	18.86
貸出条件緩和債権	令和3年度	35	21	1	66.40	13.22
	令和4年度	—	—	—	—	—
小計	令和3年度	2,815	1,721	940	94.52	85.91
	令和4年度	2,890	1,761	958	94.09	84.87
正常債権	令和3年度	77,519				
	令和4年度	85,623				
合計	令和3年度	80,335				
	令和4年度	88,514				

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。

6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。

7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

わたしたち愛知商銀グループは、業務を行うにつまじ、あらゆる法律等を遵守し、公共的使命と社会的責任を果たし、お客様の利益を擁護するため、以下の通り法令等を遵守すべく基本方針として取組んでおります。

1. 当組合グループは、公共的使命および社会的責任の重さを認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様を始めすべての利害関係人から信頼を得られるよう努力します。
2. 当組合グループは、中小企業等協同組合法を始めとするあらゆる法律等を遵守し、誠実かつ公正な業務を行うこととお約束します。
3. 当組合グループは、質の高い内部統制システムを構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。
4. 当組合グループは、お客様の情報をあらゆる法令等を遵守した上で、厳格に管理し、外部漏洩等の事故が無いよう努力します。
5. 当組合グループは、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力と決別し、断固として対決します。
6. 当組合グループは、当組合グループとお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に利益相反管理を行います。

リスク管理体制

一定性的事項

- ・ 信用リスクに関する事項
- ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・ 証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・ オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・ 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・ 金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
リスク管理の方針及び管理体制	安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図ることとしています。
評価・計測	信用リスクを的確に評価・計測するため、信用格付システムを導入しています。信用格付は取引先の経営内容を総合的に分析し、統一的な基準で評価したもので、自己査定債務者区分の前提となっています。

■連結貸倒引当金の計算基準

P.21 貸借対照表の注記事項6に記載

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・ 株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・ 株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合グループが扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続については、組合が定める事務手続及び担保評価規定等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合グループでは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当組合グループに生じる損失にかかるリスク」と定義しています。
リスク管理の方針及び管理体制	ALM・リスク管理委員会において、リスク管理の基本方針を協議・検討するとともに、リスクを適切に把握・管理する態勢を整備しています。
評価・計測	リスクの計測に関しては、粗利益を基準に計測する基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合グループは基礎的手法を採用しています。 〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$	

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの説明	市場の変動によって受ける資産価値の変動の影響を指します。
リスク管理の方針及び管理体制	ALM・リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
評価・計測	株式・出資金のリスクの計測に関し、実質価額を計測しています。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合グループにおいては、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響の双方ともに定期的な評価、計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。 具体的には、毎月金利リスクを計測し、ALM・リスク管理委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	当組合グループでは金利リスクに対する対応策として、いち早く新しい金利水準に切り替わるよう変動金利貸出を導入し、金利リスクの逡減に努めています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合グループは信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、上下パラレルシフト等金利ショックを与えて、金利リスクを計測しております。

計測手法	金利ラダー方式
計測対象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
コア預金	対象：流動性預金全般(当座預金、普通預金等)
	算定方法：下記①～③のうち最小の額を上限とします。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額
	満期：5年以内(平均2.5年)
金利リスクの計測頻度	毎月

(注) コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

リスク管理体制

－ 定量的事項 －

- ・自己資本の構成に関する事項…連結自己資本の充実状況P.43をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	85,529	3,421	93,077	3,723
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	85,542	3,421	93,090	3,723
(i) ソプリン向け	61	2	71	2
(ii) 金融機関向け	4,583	183	3,740	149
(iii) 法人等向け	35,032	1,401	37,275	1,491
(iv) 中小企業等・個人向け	2,016	80	2,114	84
(v) 抵当権付住宅ローン	145	5	127	5
(vi) 不動産取得等事業向け	33,492	1,339	39,191	1,567
(vii) 三月以上延滞等	1,380	55	1,517	60
(viii) 出資等	511	20	511	20
出資等のエクスポージャー	511	20	511	20
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	414	16	414	16
(xi) その他	7,905	316	8,125	325
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	△12	△0	△12	△0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,870	154	4,134	165
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	89,400	3,576	97,212	3,888

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合グループは基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 連結総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	162,862	175,600	80,501	88,706	14,312	14,314	—	—	1,793	1,941
国 外	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
地域別合計	162,962	175,700	80,501	88,706	14,412	14,414	—	—	1,793	1,941
製造業	1,012	1,430	1,012	1,430	—	—	—	—	0	0
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	77	89	77	89	—	—	—	—	—	—
鉱 業	1,561	1,552	1,561	1,552	—	—	—	—	1,561	1,552
建設業	4,927	5,129	4,927	5,129	—	—	—	—	4	1
電気、ガス、熱供給、水道業	714	726	112	124	600	600	—	—	—	—
情報通信業	1,038	967	536	465	500	500	—	—	0	—
運輸業	1,281	1,165	1,281	1,165	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	1,998	2,593	1,698	2,293	300	300	—	—	75	165
金融業、保険業	64,849	69,089	888	1,045	—	—	—	—	—	—
不動産業	36,588	41,520	35,084	40,017	1,501	1,500	—	—	16	27
各種サービス	27,252	29,033	27,252	29,033	—	—	—	—	131	100
国・地方公共団体等	11,524	11,526	—	—	11,511	11,514	—	—	—	—
個 人	6,054	6,352	6,054	6,352	—	—	—	—	2	95
その他	4,080	4,523	12	6	—	—	—	—	—	—
業種別合計	162,962	175,700	80,501	88,706	14,412	14,414	—	—	1,793	1,941
1年以下	68,933	75,057	16,152	17,794	—	500	—	—	—	—
1年超3年以下	3,662	5,143	2,761	3,743	901	1,400	—	—	—	—
3年超5年以下	5,372	4,502	4,372	4,502	1,000	—	—	—	—	—
5年超7年以下	5,809	4,582	5,309	4,082	500	500	—	—	—	—
7年超10年以下	9,942	12,698	9,942	12,598	—	100	—	—	—	—
10年超	53,795	57,700	41,784	45,786	12,011	11,914	—	—	—	—
期間の定めのないもの	15,446	16,015	178	199	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	162,962	175,700	80,501	88,706	14,412	14,414	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 期間区分における「期間の定めのないもの」には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	381	△ 25	271	△ 109
個別貸倒引当金	938	△ 304	956	18
貸倒引当金合計	1,319	△ 329	1,228	△ 91

(注) 当組合グループは、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

リスク管理体制

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	737	714	714	714	—	—	737	714	714	714	—	—
建設業	45	—	—	2	45	—	0	—	—	2	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
情報通信業	3	—	—	—	3	—	0	—	—	—	—	—
運輸業	—	187	187	173	—	—	—	187	187	173	20	—
卸売業、小売業	61	26	26	16	42	—	18	26	26	16	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	27	9	9	—	27	8	—	0	9	—	19	3
各種サービス	357	0	0	6	199	—	158	0	0	6	214	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	10	0	0	43	2	—	8	0	0	43	—	12
合計	1,242	938	938	956	319	8	923	929	938	956	256	26

(注) 当組合グループの個別貸倒引当金及び貸出金償却は全て国内のエクスポーチャーに対するものであるため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポーチャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポーチャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	15,583	—	15,707
10%	—	110	—	217
20%	63,019	12	67,073	6
35%	—	418	—	366
50%	1,002	949	1,002	987
75%	—	2,864	—	2,985
100%	501	77,416	501	85,412
150%	—	841	—	921
250%	—	242	—	517
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	64,523	98,438	68,578	107,122

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポーチャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポーチャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポーチャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポーチャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポーチャー		41,145	49,406	266	261	—	—
①ソブリン向け		1	1	—	—	—	—
②金融機関向け		40,100	48,400	—	—	—	—
③法人等向け		944	909	0	—	—	—
④中小企業等・個人向け		88	82	226	235	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		3	3	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		2	2	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		4	6	—	—	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポーチャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポーチャー		—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のもにに係るエクスポーチャー		—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポーチャー		—	—	—	—	—	—
⑪その他		1	0	39	25	—	—

(注) 1. 当組合グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポーチャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポーチャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポーチャーです。

出資等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	942	—	942	—
うち時価のあるもの	—	—	—	—
うち時価のないもの	942	—	942	—
合 計	942	—	942	—

(注) 当組合グループの保有する出資等エクスポージャーは、非上場株式及び出資金のみです。

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	0	—
売却損	—	—
償 却	—	—

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方平行シフト	967	1,548	0	0
2	下方平行シフト	0	0	1,593	1,269
3	スティープ化	1,961	2,346		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,961	2,346	1,593	1,269
		ホ		へ	
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	7,971		7,265	

(注) 当局の開示定義に従い、ΔEVEのプラス表示は経済的価値減少、ΔNIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

店舗一覧 (事務所の名称・所在地・自動機器設置状況)

(令和5年6月30日現在)

店名	住所	電話	CD・ATM
本部	〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島1-6-18	052-451-5145	0台
本店営業部	〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島1-6-18	052-451-5141	1台
岡崎支店	〒444-0913 愛知県岡崎市葵町4-10	0564-21-5141	0台
一宮支店	〒491-0862 愛知県一宮市緑3-11-14	0586-72-0256	0台
今池支店	〒464-0850 愛知県名古屋市中村区今池5-15-1	052-732-5426	0台
豊橋支店	〒440-0882 愛知県豊橋市神明町46	0532-53-7336	0台
柴田支店	〒457-0807 愛知県名古屋市中村区鶴見通5-2-9	052-614-1231	0台
春日井支店	〒486-0851 愛知県春日井市篠木町1-23	0568-85-3222	0台
津支店	〒514-0035 三重県津市西丸之内11-10	059-224-1161	0台

※郵便局、コンビニ等のATMと提携しております。

提携ATMの利用可能時間、手数料、キャッシュバックサービスなど詳細については、当組合ホームページ「店舗・ATM・手数料提携ATMのご案内」をご参照下さい。

地区一覧

■愛知県一円

名古屋市
岡崎市
豊田市
一宮市
豊橋市
春日井市
瀬戸市
他

■三重県一円

四日市市
桑名市
津市
他



索引

■ごあいさつ.....	2	【有価証券に関する指標】	
【概況・組織】		51. 商品有価証券の種類別平均残高.....	該当事項なし
1. 事業方針.....	2	52. 有価証券種類別平均残高.....	29
2. 事業の組織.....	14	53. 有価証券種類別残存期間別残高.....	28
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名).....	14	54. 預証率(期末・期中平均).....	26
4. 会計監査人の氏名又は名称.....	14	【経営管理体制に関する事項】	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地).....	52	55. 法令遵守の体制.....	31
6. 自動機器設置状況.....	52	56. リスク管理体制.....	32-37
7. 地区一覧.....	52	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要.....	31
8. 組合員数.....	14	【財産の状況】	
9. 子会社の状況.....	38	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書.....	20-23
【主要事業内容】		59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況.....	30
10. 主要な事業の内容.....	38	60. 自己資本の充実状況.....	25
11. 信用組合の代理業者.....	該当事項なし	61. 有価証券、金銭の信託等の評価.....	27
【業務に関する事項】		62. 外貨建資産残高.....	該当事項なし
12. 事業の概況.....	15	63. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額).....	29
13. 経常収益.....	24	64. 貸出金償却の額.....	29
14. 経常利益.....	24	65. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について.....	15
15. 当期純利益.....	24	66. 法定監査の状況.....	15
16. 出資総額、出資総口数.....	24	【その他の業務】	
17. 純資産額.....	24	67. 内国為替取扱実績.....	26
18. 総資産額.....	24	68. 外国為替取扱実績.....	該当事項なし
19. 預金積金残高.....	24	69. 公共債窓販実績.....	該当事項なし
20. 貸出金残高.....	24	70. 公共債引受額.....	該当事項なし
21. 有価証券残高.....	24	71. 手数料一覧.....	39
22. 単体自己資本比率.....	24	【その他】	
23. 出資配当金.....	24	72. 当組合のあゆみ.....	3
24. 職員数.....	24	73. 継続企業の前提の重要な疑義.....	該当事項なし
【主要業務に関する指標】		74. 総代会について.....	16
25. 業務粗利益及び業務粗利益率.....	23	75. 報酬体系について.....	17
26. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益.....	23	76. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応.....	19
27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支.....	23	【地域貢献に関する事項】	
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘.....	26	77. 地域貢献.....	5-8
29. 受取利息、支払利息の増減.....	23	78. 地域密着型金融の取組み状況.....	18-19
30. 役員取引の状況.....	23		
31. その他業務収益の内訳.....	26		
32. 経費の内訳.....	23		
33. 総資産経常利益率.....	26		
34. 総資産当期純利益率.....	26		
【預金に関する指標】			
35. 預金種目別平均残高.....	28		
36. 預金者別預金残高.....	28		
37. 財形貯蓄残高.....	28		
38. 職員1人当り預金残高.....	26		
39. 1店舗当り預金残高.....	26		
40. 定期預金種類別残高.....	28		
【貸出金等に関する指標】			
41. 貸出金種類別平均残高.....	28		
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額.....	29		
43. 貸出金金利区分別残高.....	28		
44. 貸出金使途別残高.....	28		
45. 貸出金業種別残高・構成比.....	29		
46. 預貸率(期末・期中平均).....	26		
47. 消費者ローン・住宅ローン残高.....	29		
48. 代理貸付残高の内訳.....	28		
49. 職員1人当り貸出金残高.....	26		
50. 1店舗当り貸出金残高.....	26		
		—— 連結用 ——	
		【信用組合・子会社等の概況】	
		1. 信用組合・子会社等の主要事業内容・組織構成.....	40
		2. 子会社等の状況.....	40
		【子会社等の主要業務に関する事項】	
		3. 経常収益.....	40
		4. 経常利益.....	40
		5. 当期純利益.....	40
		6. 純資産額.....	40
		7. 総資産額.....	40
		8. 連結自己資本比率.....	40
		【経営管理体制に関する事項】	
		9. 法令遵守の体制.....	46
		10. リスク管理体制.....	46-51
		【財産の状況】	
		11. 連結貸借対照表.....	41
		12. 連結損益計算書.....	42
		13. 連結剰余金計算書.....	42
		14. 連結協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況.....	45
		15. 連結自己資本の充実状況.....	43



信用組合 **愛知商銀**

〒453-0013 名古屋市中村区亀島1-6-18

TEL:052-451-5145 FAX:052-451-9409

<https://www.a-sg.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。